

個人情報保護委員会殿

**「個人情報保護法のいわゆる3年ごと
見直しの検討の充実に向けた視点」
（参考4：現行制度の基本的前提に
係る再検討にあたっての視点の例）
に関する意見**

2024年12月2日

JEITA 一般社団法人
電子情報技術産業協会

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

① 個人情報取扱事業者が自ら利用目的を特定し、その範囲内で個人データを利用することを義務付け、通知・公表によりそれを本人が認識し、必要な関与・監視を行うとともに、本人との関わりの中で、事業者のデータの取扱い態様が必要に応じ是正され改善されるという、当事者間での自律的なガバナンスを重視する現行制度の考え方は、引き続き妥当か。利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリングを通じて規律されることについてどう考えるべきか。

JEITA意見

- 当事者間（個人と事業者間）での自律的なガバナンスを重視する考え方は概ね妥当と考えますが、情報システムやサービスが複雑化する中、現状では如何に丁寧に利用目的の通知・公表を行っても、利用者全員が情報システム上での自分の個人データの使われ方について十分に理解することは難しくなっています。また利用目的を含むプライバシーポリシーの公表は本人が権利行使を行うための前提条件として重要ですが、実際にそれらを都度確認している利用者は少ないと思われます。これらの点で本人関与の考え方には限界があり、事業者側のプライバシー・バイ・デザインやバイ・デフォルトの考え方や、事業者によるガバナンスに対する利用者の信頼感（トラスト）の醸成が重要とされているのが世界の潮流と考えます。
- ただし、「利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリング」との記載がある通り、プライバシーフリークの方々による自警団的な活動は現実には機能していると思われます。またプライバシーポリシーで利用目的等を明示することにより、利用者の選択や自由意志を尊重し、本人に権利行使の機会を与えることは引き続き重要と考えます。このためにも、利用目的の通知・公表による本人関与の仕組みは維持しながら、プライバシー・バイ・デザインによって事業者側が個人の権利利益の保護のために先回りした対応を取り、事業者に対する信頼感を醸成することが今後ますます重要になると考えます。

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

② 法が期待する本人による関与・監視を行う前提として、利用目的や事業者におけるデータ処理の態様などについて認識・理解できることが必要であるが、デジタル化の進展や AI 等の新たな技術の急激な社会実装を背景に、本人が十分に理解できるような利用目的の特定、データ処理に関する説明のあり方について、どう考えるか（本人の合理的な関与を妨げ得るダークパターンをめぐる論点を含む。）。

JEITA意見

- 個人情報保護法の理念に従い、個人データ処理が本人の権利利益に与える影響を利用目的等の通知・公表を通じて丁寧に説明することが重要ですが、①で述べましたように、デジタル化の進展やAI等の新技術の急激な社会実装の下で利用者全員が利用目的等を十分に理解することは難しくなっており、事業者側のプライバシー・バイ・デザインやバイ・デフォルト、事業者に対する利用者の信頼感（トラスト）の醸成がますます重要になると考えます。

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

③ 本人による関与・監視等の規律が必ずしも期待できないことに関するデータについて、その足らざる部分を補完する仕組みの導入は必要か。

JEITA意見

- こどもを保護する仕組みは必要だと思われませんが、例えば親権者や法定代理人の同意が必要な場合の同意の取り方などは、事業者に委ねるのではなく、取得方法を規定する、例示する等、事業者に過度な負担を強いない方法を提示して頂くようお願いします。
- また、こどもの権利自体を侵害することのないよう、親権者や法定代理人の同意が必要の無い場合の規定や例示をして頂くようお願いします。
- なお、個人情報ガイドラインQ&Aには、こどもの年齢について、「対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきですが、一般的には12歳から 15 歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられます。」とあるが、「12 歳から 15 歳までの年齢以下」という基準が曖昧である。12歳以下はこどもである、といったように、こどもの年齢を明確に決めて頂くか、個別具体的に判断するための例を示して頂くようお願いします。

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

④ 事業者が利用目的を特定した後、急速に進展する技術を新たに利用しようとした際に、「関連性を有する合理的に認められた範囲」における利用目的の変更として許容される範囲の精査が必要か。

JEITA意見

- 利用目的の変更として許容される範囲の精査は必要と考えます。現行ガイドラインやQ&Aでは具体的な例示がなされていないと認識しています。「関連性を有する合理的に認められた範囲」の射程が不明確なことにより、許容範囲内での個人データ利用を差し控えたり、または誤解・誤認等によって許容範囲を超えた目的外利用を誘発するおそれがあると考えます。

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑤ 個人データの利用目的や利用態様などからその取扱いの正当性を裏付ける基準を導入する等の実体的ルールを設けることにより、本人の関与による規律に依存せず、事業者自身による判断と事後の結果責任（本人の事後救済措置の強化等）により、適正な取扱いを担保するアプローチについて、どのように考えるか。

JEITA意見

- EUのGDPR第6条（処理の適法性）と同様に、「正当な利益」も含め、本人同意だけでない選択肢が事業者を与えられ、自らの責任で選択できるようなルールを導入すべきかどうかの問いと理解します。
- ①で述べましたように、今後ますますプライバシー・バイ・デザインの考え方が重要になると考えますが、GDPR第6条と同様なルールを個人情報保護法に導入することは、既に現行法第18条3項等の例外規定に一部反映されているものの、利用目的の通知・公表を中核とする現行法との関係では大きな変更になります。これまで多くの事業者が慣れ親しみ、国内で大きな問題なく運用してきた現行法を根底から覆すような変更に対しては慎重であるべきと考えます。

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑥ 高度なデータ分析を通じ、本人の権利利益に影響を与える活動が多様化・拡大する中で、プロファイリングなどデータ処理結果を使用して本人に働きかける事業活動であって、本人の権利利益に相当な影響を与え得るものについて、類型的な利用目的規制や本人の関与の強化を通じて、本人の権利利益の保護の実効性を高めることが必要か。

JEITA意見

- EUのGDPR第22条（プロファイリングを含む個人に対する自動意思決定）に相当する条項を新設すべきかどうかとの問いと理解します。
- 2023年12月の委員会ヒアリングでも意見しましたが（※）、まずはプロファイリングを通じた個人情報や要配慮個人情報の「推測」が、個人情報や要配慮個人情報の「取得」に当たることを明確化することによって、事業者によるこれらの推測行為が現行法（第19条（不適正利用の禁止）、第20条（適正取得）、第21条（取得時の利用目的の通知）等）の規制対象となることを明確化すべきと考えます。
- このようにプロファイリング（を通じた個人情報や要配慮個人情報の推測）が個人情報法の対象となることの明確化が先決であり、一足飛びに「類型的な利用目的規制や本人関与の強化」を行うことは時期尚早と考えます。
- ※2023年12月の委員会ヒアリングでは以下のように意見しています。「事業者の内部で、いわゆるプロファイリングを通じて既知の個人データから新たな個人データを推測すること（例えば、就職希望者のサイト閲覧履歴等から内定辞退率を算出して個人のプロフィールやレコードに追加することや、宗教に関する書籍の購買履歴等から当人の信仰を推測して個人のプロフィールやレコードに追加すること）が「個人データの取得」に該当するか否かについて、諸説がありますが、AI時代にプロファイリングの利用拡大が予想されるため、事業者における利用環境を整備するためにも、個人情報保護法またはガイドライン等において明確化をお願いします。」

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑦ 本人による関与・監視により事業者におけるデータの取扱いが改善されるためには、当該事業者が自律的に取扱いの適正化を図ろうとする意思があることが前提として必須であるが、もとより、改善の意思はなく、本人の権利利益に十分な配慮のない事業者については、本人の関与による規律には期待できず、異なる措置により、不適正な取扱いを抑止・停止することが必要か。

JEITA意見

- 当事者間（個人と事業者間）での自律的なガバナンスとともに、監督機関（個人情報保護委員会）による法執行によって不適正な取扱いを抑止・停止する措置は既に実施されていると認識しています。⑦では、これらの既存の措置に加えて、今回の3年ごと見直しで検討されている課徴金制度等を導入すべきかどうか問われていると理解します。
- 課徴金の対象となる「悪質」な事業者の範囲が十分に明確であり、意図的に違法行為を繰り返す事業者の不適正な取扱いのみが対象となることが法文上で明確化されているのであれば、JEITAとしては特に反対する理由がないと考えます。

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑧ 事業者によるデータ利用の適正性の確保を超えて、本人が自身のデータの取扱いにつき、プライバシー権等の見地から、より能動的に関与し得る仕組み（例：開示請求、利用停止、データポータビリティ等）を導入することについてどのように考えるか。

JEITA意見

- プライバシー権についての定義はわが国において共通の見解に至っていない状況と理解しており、いわゆる自己情報コントロール権の考え方を全面的に導入することは時期尚早であると考えます。

2 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用 に対する規律の考え方

本人の関与を通じた利用の適正性担保の仕組みは、その利用の結果本人の権利利益への影響が具体的に見込まれる場合に必要とされるのではないか。例えば、統計的利用など、一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合には、本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められるか（なお、1 ⑧の見地から、本人の関与を権利として認める立場はあり得るが、適正な取扱いを担保する上での本人関与の機能とは趣旨を異にすることに留意。）。

■ JEITA意見

- この考え方に賛成します。例えば、災害対策を目的として行う、顔識別技術を適用した流動調査など、分析結果の獲得と利用のみを目的とし、本人の権利利益への影響が見込まれない場合には、（利用目的の通知・公表以上の）本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは不要と考えます。

3 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性

個人情報取扱事業者に対して本人が関与・監視することを通じた利用の適正性担保の仕組みを前提とすることから、本人の関与が著しく困難になる第三者提供を原則として禁止している。一方、その提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合や、本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合、さらには、利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合など、第三者提供を禁止する必要のない類型はあるか。

JEITA意見

- 消費者保護の観点からは、第三者提供時に本人同意（またはオプトアウト）さえあれば元の利用目的をオールクリアできてしまう方が問題と考えます（名簿事業者によるオプトアウト提供など）。
- 他方で、以下のケースなど、第三者提供時に本人同意が（オプトアウトを含めて）不要な類型はあると考えます。
 - ・ 提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合
 - ・ 複数の医療系事業者から検査データを提供してもらい、経時的医療データをAIで分析する場合。
 - ・ 複数の事業者から顔識別技術を用いた流動調査のデータを提供してもらい、混雑対策を検討する場合。
 - ・ 提供先における匿名加工化の目的で第三者提供する場合。
 - ・ 本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合
 - ・ 従業員の宿泊に際して事業者がまとめて宿泊予約を行う場合。
 - ・ 利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合
 - ・ 医療機関が患者の診断結果を他の医療機関と診療目的で共有する場合。
 - ・ 事業者と営業代理店が一体となって営業活動を行う場合。

4 個人データの取扱い態様の多様化の下における、データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方

- ① データ処理技術の進展により、クラウド技術を利用した高度なデータ処理サービスや AI の実用化などにより、本人から個人データを取得し本人に対し取扱いの責任を負う立場の個人情報取扱事業者が、その個人データに係るデータベースの構築やその処理のプロセスについて、実質的には第三者に依存するケースが拡大。
- ② 現在は、本人に対し責任を負う個人情報取扱事業者が、従業員や委託先の監督を通じて、安全確保等の義務を果たすこととなっているが、データ処理の担い手や、安全管理等の措置を講ずる権能の帰属実態を踏まえこの規律の整理は妥当か。

JEITA意見

- このような規律の整理は概ね妥当ですが、（外国企業を含む）委託先の義務を明確化すべきと考えます。明確化の手段としては、GDPR等外国の法規制で採用されているSCC（内容修正不可な契約）などが有効に機能すると考えます。

5 守られるべき個人の権利利益の外延

② 法律により個人の権利利益を守る上で、その範囲については、これまで、さまざまな視点が示されていたが、その外縁や優先順位について、一定の整理は必要か。また、そのような整理に基づき制度体系の見直しを行うことは、個人の権利利益を保護する見地から有用か。例えば、以下のような視点が提起されているがどのように理解すべきか。

- (A) 個人データ処理を通じ、特定の個人を評価・選別し、それに基づいて、特定個人に影響を与える行為を行うことのリスク
- (B) 個人データの本人到達性の機能を利用し、勧誘その他の特定個人への働きかけを行うことのリスク
- (C) 自身の秘匿したい領域が他人に知られるリスク
- (D) 自身の自由な意志に従って自身の個人データを制御できないこと自体に起因するリスク

JEITA意見

- 法律により守るべき個人の権利利益やリスクを基本方針等において明確にした上で、個別の個人データ処理について利用目的等をリスクベースで検討することが妥当な方法であると考えます。

6 個人データそのものの特徴に起因する考慮要因

① 個人データの収集とその処理を通じ、本人に対する差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される個人データの類型を要配慮個人情報と位置付け、相対的に保護を強めている現在の規律については、引き続き妥当か。

JEITA意見

- 個人データの収集と処理を通じ、本人に対する差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される個人データの類型を要配慮個人情報として相対的に保護を強めていることは概ね妥当と考えます。
- ただ、本人に対する差別的評価が不当に助長されるリスクを低減することに一層焦点を当てた規律に変更した方が、データ利活用の促進につながると考えます。例えば、希少な病気について新たな知見を得るために医療情報を利用して社会に有益と考えられる分析を行う場合のように、利用目的の中に本人に対する評価（差別的評価を含む）を一切含まない個人データの取得・利用の場合は、要配慮個人情報の規律の対象外とすることの検討もお願いします。

6 個人データそのものの特徴に起因する考慮要因

② 要配慮個人情報のような、本人の差別的評価を助長するような属性はないものの、その性質上容易に取得され、かつ、それが長期にわたり本人の追跡の手掛かりとなるなど、他の類型に比較して、個人の権利利益に対するリスクの増大を助長する効果が見込まれる類型のデータについては、他のデータに比し特別な規律を課すべきか。その場合、本人の関与を通じた規律が有効か。それとも、本人の関与に依存しない規律が有効か

JEITA意見

- 生体データのうち、特に顔特徴データについては、既存の「カメラ画像利活用ガイドブックver3」や「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会報告書」、個人情報ガイドラインQ&Aにより事業者には既に特別な配慮（自主的な取組み）が求められていると理解しています。
- これらで示されている規律を政令や施行規則で明確化することに異存はありませんが、同じ顔特徴データを用いたサービスとして、本人同意のある顔認証サービスなど、本人の権利利益に対するリスクが少なく、むしろ本人が社会生活を送る上での利便性に貢献しうるサービスもあります。生体データなどのデータ類型に対して一律に特別な規律を課すのではなく、データの利用目的にも焦点を当てた規律の検討をお願いします。
- また今回の3年ごと見直しによって、生体データを利用するサービス全般に対して「危険なイメージ」が付き纏うことのないよう、個人情報保護委員会にはしっかりと広報活動して頂くようお願いします。

JEITA意見

- 資料（参考 2：個人の権利利益を保護するために考慮すべきリスク）に「大量の個人情報等を取り込んだ事業者等が出現し、ひとたび個人情報等の不適正な利用に及んだ場合には個人の権利利益に対する大きな侵害につながるリスクが高まり、個人の不安感についても引き続き高まっている。」とあります。個人情報を収集し、社会や個人に便益を還元したい企業にとって、現状何が「不安感」につながっているのか、特定の事業者の行為についての具体化、その他の要因（企業イメージなのか、利用目的に比する便益のわかりにくさなのかなど）について、消費者等に対する更なるヒアリングと整理を実施して頂くことを希望いたします。
- JEITAでは2012年に欧州委員会がGDPR案を公表して以来、日本政府に対してEUからの十分性認定の取得と維持を一貫してお願いしてきています。今回の「現行制度の基本的前提に係る再検討」に当たっても、EUとの相互十分性認定を含め、国際的なデータ保護制度の整合性と円滑な越境データ移転の枠組みを損なうことのないよう、慎重な検討をお願いします。